



発行所
長野県神川沿岸土地改良区
電話 上田 72-0355
印刷所 PO印刷株式会社



今こそ食糧恐慌に備えよう

長野県神川沿岸土地改良区理事長 箱山 好猷



およそ20万年前に東アフリカで一人の女性から生まれた我々の祖先現生人は、およそ10万年前にアフリカを出て世界に広がり、1万3000年ほど前には南アメリカ南端に到達していたと思われます。紀元元年頃は3億人ほどであった人類が、2000年には約60億人となり、現在約70億人・50年後には、およそ100億人になるであろうと言われ、やがて世界的食糧恐慌が来るとも言われています。さらに、日本の年間降雨量は1700・1800ミリと世界平均のおよそ2倍で、水は無尽蔵にあると我々は思いが

ちですが、世界を見回せば、先進国では、昔から飲み水にお金を払い、農業に必要な水を確保するのに頭を悩ませています。水の確保は欠くことのできない重要問題なのです。世界気象機関によると、地球に存在する水の量は、およそ14億立方キロメートルで、97・5パーセントは海水、2・5パーセントが淡水です。その多くは北極・南極の水で、その他は0・8パーセント、ほとんどが地下水です。河川・湖沼の水量はわずか0・01パーセント。つまり農業用水・工業用水・生活用水として比較的安易に利用できる水は限られていて、人間誕生以来これらの絶対量は変わっていません。加えて、世界は乾燥化が進んでいます。世界のパンかごと呼ばれているアメリカ中西部の大農業地帯(コーンベルト)ではトウモロコシ・小麦・大豆の大規模栽培をしていますが、降水量は300・500ミリと少なく、灌漑は世界最大の地下水脈(オガララ水系)

に頼っています。しかし20年ほど前から枯渇が懸念され、10年間で3・5メートル水位が下がってしまっています。中国では四つの大河のうち水が豊かなのは揚子江だけで、他はしばしば河口まで水が届かない断流をしています。これは降雨量が少ないうえに、人口密集・農業生産が盛んで水を過剰に使っているからです。この地域でも河の水量不足を補うため地下水をくみ上げ続けています。やがて中国は世界最大の食糧輸入国になると予想されているので、日本も食糧を輸入に頼ることはできなくなります。食糧恐慌に備えるには、一定の地域の中である程度の自給自足体制を確保することです。そのためには、国民全体が危機感を持って、輸入の小麦(粉)を食わずに、もっと国産の米を食べるようにすることです。我々農業者も困難に耐えて、今こそ子孫のために農地と水、そして水路を護り続けましょう。



第75回 通常総代会開催される

第75回通常総代会が去る3月17日に真田中央公民館において地元県議や東御市長をはじめとする来賓の皆様を迎え総代66名、役員の出席のもとに開催されました。

当日は12の議案が提出されました。議事に先だつてこの3月まで吉田堰管理組合長を務められた若林源さんに箱山理事長から感謝状の贈呈が行われました。続いて議長に東御市土屋正次さんを選出し、議事が行われ提案された議案は全て原案どおり承認可決されました。

議案の主な内容は次のとおりです。

- 議案第一号 平成25年度事業報告及び一般会計、特別会計（農地転用決済金・職員退職給与金）歳入歳出決算並びに財産目録の承認について
- 議案第二号 平成26年度一般会計歳入歳出補正予算（第一回・第二回・第三回）専決処分の承認について
- 議案第三号 平成26年度農地転用決済金特別会計歳入歳出補正予算（第一回）の専決処分の承認について

- 議案第四号 長野県神川沿岸土地改良区左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金管理規程の制定について
- 議案第五号 長野県神川沿岸土地改良区施設管理規程の制定について
- 議案第六号 平成27年度主要事業計画について
- 議案第七号 平成27年度賦課金の賦課基準及び賦課徴収について
- 議案第八号 平成27年度現金の預入先指定について
- 議案第九号 平成27年度一般会計歳入歳出予算について
- 議案第十号 平成27年度農地転用決済金特別会計歳入歳出予算について
- 議案第十一号 平成27年度職員退職給与金特別会計歳入歳出予算について
- 議案第十二号 平成27年度左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計歳入歳出予算について

※平成25年度決算・平成27年度予算の内訳は記載のとおりです。

平成25年度 長野県神川沿岸土地改良区決算内容

◆農地転用決済金特別会計

1. 歳入の部 (単位:円)

1. 決済金	1,755,930
2. 雑収入	52,351
3. 繰越金	69,422,610
歳入合計	71,230,891

2. 歳出の部

1. 繰出金	0
2. 予備費	0
歳出合計	0

◆職員退職給与金特別会計

1. 歳入の部 (単位:円)

1. 繰入金	50,000
2. 繰越金	350,383
歳入合計	400,383

2. 歳出の部

退職給与金	0
-------	---

◆一般会計歳入歳出決算

1. 歳入の部 (単位:円)

科目	予算額	決算額	説明
1. 組合費	37,010,000	37,774,567	経常 9,673,640 特別 28,100,927
2. 補助金	31,828,000	19,493,450	長野県・上田市・東御市
3. 繰入金	3,500,000	3,000,000	農地転用決済金会計
4. 雑収入	3,726,000	2,565,302	貸借料、地元負担金他
5. 過年度収入	100,000	362,890	過年度未収賦課金
6. 交付金	6,336,000	6,336,000	企業局水門管理費
7. 繰越金	7,880,000	18,654,147	24年度繰越金
歳入合計	90,380,000	88,186,356	

2. 歳出の部

科目	予算額	決算額	説明
1. 事務費	16,020,000	13,754,403	事務費・役員報酬・職員人件費・総代会費
2. 選挙費	6,000	0	*総代選挙なし
3. 事務所費	230,000	173,456	事務所経費
4. 財産費	50,000	50,000	職員退職給与金特別会計繰出金
5. 区債及び借入金	9,919,000	9,917,667	和地区元利償還金
6. 負担金	30,423,000	10,382,740	長土連負担金・県営ストマネ事業分担金
7. 維持管理費	31,519,000	29,056,717	菅平ダム 10,768,452 水門管理 3,988,100 水路など補修費 1,975,800
8. 諸支出金	413,000	291,946	賦課金通知書配布手数料 他
9. 予備費	1,800,000	721,150	
歳出合計	90,380,000	64,348,079	

総務・事業両委員会からの答申内容と今後の取組み

平成25年の11月に理事長から総務委員会には「改良区賦課金の適正化」について事業委員会には「土地改良施設の適正管理」についてそれぞれ諮問があり、1年後の平成26年10月7日にそれぞれの委員会から答申がありました。

答申に対する具体的な施策について、理事会で検討を重ねたような結果となりましたのでお知らせいたします。

●経常賦課金の賦課基準について

経常賦課金は改良区の運営・維持管理に必要な経費を確保できるように算定基準を見直しすること。

○経常賦課金の基準見直し案
現行 10a / 8000円

●特別賦課金の徴収目的と賦課基準について

特別賦課金は、その目的、用途を明確にし、歳入・歳出の均衡を図るため算定基準を見直しすること。

○ダム維持管理費の基準見直し案
現行 10a / 5000円

改正案 10a / 1,000円

○水門維持管理費
左岸幹線水路・吉田堰の

受益地を対象とした水門維持管理費は、歳出の明確化

を図るため積立金特別会計を設け、適正に管理する。

吉田堰の水門維持管理費については、現行の単価改正の有無について、今後関係者協議を行う予定です。

●賦課金の未納縮減対策について

様々な理由により毎年未納が発生しており、改良区の運営に支障をきたすとともに、受益者間にも不公平が生じる恐れがあり、理事・総代による督促、居所不明者の調査、差押等の法的手段、用水の供給停止等の措置を検討すること。

●定款・規約改正について

改良区の組織・活動の根本原則であることから、出来る限り現状をふまえたものにするのが求められており、適時必要な改正を行うこと。農地転用決済金については、その算定基準を明確にすること。

○農地転用決済金については、賦課金の改正、土地改良事業の実施状況等を勘案して新たな算定基準を設ける予定です。

※賦課金等の改正については、平成28年度から適用の予定です。

平成27年度 長野県神川沿岸土地改良区予算内容

◆農地転用決済金特別会計

1. 歳入の部 (単位: 千円)

Table with 2 columns: Item, Amount. Rows: 1. 決済金 (1,000), 2. 雑収入 (50), 3. 繰越金 (72,000), 歳入合計 (73,050)

2. 歳出の部

Table with 2 columns: Item, Amount. Rows: 1. 繰出金 (0), 2. 予備費 (73,050), 歳出合計 (73,050)

◆職員退職給与金特別会計

1. 歳入の部 (単位: 千円)

Table with 2 columns: Item, Amount. Rows: 1. 繰入金 (50), 2. 繰越金 (450), 歳入合計 (500)

2. 歳出の部

Table with 2 columns: Item, Amount. Row: 退職給与金 (500)

◆一般会計歳入歳出予算内容

1. 歳入の部 (単位: 千円)

Table with 4 columns: Item, Current Budget, Previous Budget, Description. Rows: 1. 組合費 (28,200), 2. 補助金 (31,824), 3. 繰入金 (2,000), 4. 雑収入 (3,472), 5. 過年度収入 (100), 6. 交付金 (8,208), 7. 繰越金 (9,930), 歳入合計 (83,734)

2. 歳出の部

Table with 4 columns: Item, Current Budget, Previous Budget, Description. Rows: 1. 事務費 (13,004), 2. 選挙費 (6), 3. 事務所費 (230), 4. 財産費 (52), 5. 区債及び借入金 (7,267), 6. 負担金 (12,952), 7. 維持管理費 (48,810), 8. 諸支出金 (413), 9. 予備費 (1,000), 歳出合計 (83,734)

◆左岸幹線水路並びに吉田堰水門維持管理費積立金特別会計

1. 歳入の部 (単位: 千円)

Table with 2 columns: Item, Amount. Rows: 1. 繰入金 (2), 2. 繰越金 (0), 歳入合計 (2)

2. 歳出の部 (単位: 千円)

Table with 2 columns: Item, Amount. Rows: 1. 繰出金 (2), 歳出合計 (2)

27年度の賦課基準と賦課徴収について

賦課基準

・ 経常賦課金(10aあたり)	800円		
・ 特別賦課金(10aあたり)			
ダム維持管理費	500円	左岸幹線水路水門維持管理費	600円
吉田堰水門維持管理費	300円	吉田堰工事特別賦課金	1,100円
・ 償還金分特別賦課金	7,267千円		

徴収期限

平成 27 年 6 月 30 日
 ただし、償還金分特別賦課金は平成 28 年 2 月 15 日

※口座振替の方は6月30日に振替えますので、残高のご確認をお願いします。
 現金で納入される方は、お近くの信州うえだ農協金融窓口か改良区事務局で、上田市・東御市以外にお住まいの方は郵便局で期日までにお支払いをお願いします。
 (他の金融機関では、振込手数料が本人の負担となります。)

平成 21 年度以降の未収金状況は下記のとおりです

平成 27 年 3 月 31 日現在

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計 (円)
未収金	153,470	214,620	267,610	345,570	400,830	496,090	1,878,190
件 数	40	42	51	64	75	109	381

平成27年度主な事業計画

① 基幹水利施設ストックマネジメント事業「神川左岸地区」……………33,000千円

本水路は、神川から取水し上田市から東御市に及ぶ総延長 13.8 kmの幹線用水路です。しかし築造から 40 年余が経過し、老朽化による破損等により漏水が発生しているため、本事業により管路の更生・改修を行って、用水の安定供給と漏水被害の防止を図るものです。今年度は、継手部の劣化や不等沈下が見られる矢沢工区の改修工事を実施します。

② 基幹水利施設ストックマネジメント事業「吉田堰地区」……………30,000千円

吉田堰は、築造から 40 年余が経過したため、水路底部や石積ブロックの破損、漏水等の頻度が増加しており、機能診断の結果水路の一部に補修・改修が必要であると判断されたため、機能保全計画に基づく補修工事を行っています。
 今年度は、水路工、附帯工（転落防止柵・分水ゲート）等を実施します。

③ 農業水利施設保全合理化作業「菅平ダム」……………12,423千円

農水省の国庫補助事業の採択申請に必要なダム施設整備に係る実施計画策定業務を行います。

④ 土地改良施設維持管理適正化事業「岩門堰」……………5,300千円

事業に必要な積立ができたことから今年度水路改修工事を実施します。

⑤ 県単農業農村基盤整備事業

- ・「菅平地区」4,969千円
 水利権更新に係る申請資料作成業務を行います。
- ・「八幡秋和堰地区」6,400千円
 取水口からの水路改修を継続実施します。

平成27年度

堰組合長会議が開催されました

平成27年4月28日(火)午後1時半より、真田地域自治センターにおいて、春の堰組合長会議が行われました。

上小地方事務所・菅平ダム発電管理所・上田市・東御市の関係職員の方々にも出席いただき、今年度のダムの運用計画、ストックマネジメント事業の計画等について説明をいただいた後、各堰の課題、要望等についての検討が行われました。

その他の主な、会議の内容は次のとおりです。

・施設管理規程の制定について

それぞれの堰において、農業水利施設の維持管理に必要な事項を定め、安全かつ効率的に作業が行えるよう規程整備をすすめていただくものです。

・水門管理日誌の記帳について

水門管理交付金の配分に係る実績報告の代わりとなるものです。

・水温調査の実施について

今後の菅平ダムの施設整備計画の参考にするため、ダムの表面取水の有効性について検証を行うものです。

・平成27年度の水門管理費の配分について

・改良区賦課金等の基準見直しについて

などが協議されました。

平成27年度 堰組合長

堰組合	中島堰	山吹堰	内ノ原堰	窪小西堰	横尾堰(戸沢)	横尾堰(横尾)	吉田堰	堀越堰	新屋堰	林之郷堰	岩門堰	大屋堰	常田堰	久保堰	岩下堰	左岸幹線
組合長	松沢保	遠江謹一郎	山口武	松井文雄	柳澤俊秀	樋口晴雄	山辺宏	久保田洋	倉寫英寿	春原和次	松下千秋	宮島竹治	白田隆一	曲尾隆	太田幸彦	神津敬次

組合長や役員さんには、水門・用排水路等の管理、施設の危険防止、安全対策等をお願いしています。皆様のご協力をお願いします。

菅平ダムの維持補修について

会計担当理事 久保田 良和



菅平ダムは、昭和41年に着工し、昭和43年10月に完成しました。

かんがい用水は、神川から取り入れる14堰があり、現在、1281haの農地を潤しています。ダムの完成により、かつて、毎年のように干害にみまわれていた農地の生産性は飛躍的に向上し、水道、発電はもとより、河川の治水の安定が図られたことは言うまでもありません。

しかし、ダムの完成から46年の歳月が経過した為、施設が老朽化し、メンテナンスの頻度が増してきており、それに伴う

維持管理費も増加傾向にあります。

また、耐用年数を超過した電気・機械類はいつ壊れてもおかしくない状況にあり早々に大規模な補修・更新が必要な時期を迎えています。

これから必要の対策事業は以下の通りであります(昨年の区報より抜粋)

ダムは大きく4つの項目に分かれています。

一、ダム本体 二、電気・ゲート機械類 三、ダム周辺設備 四、ダムのなかの堆砂です。

一、ダム本体は、貯水機能、利水機能に関する構造に深刻な機能低下は確認されなかつた。このため、コンクリート骨材の反応抑制など、軽微な補修により堤体はその機能を維持できると判断された。

二、電気・ゲート機械類は、一部は定期診断により、更新・

ダム建設後45年が経過し、以下のような状況の変化が生じてきています。

①農地（菅平ダム受益面積）の減少

建設当時の計画	現在	増減
1,979ha	1,281ha	698haの減

②貯水容量の不一致

計画当時とダムの運用開始後の体積の算出方法の違いにより、貯水容量（総貯水量）が小さくなっています。

計画	現在	増減
345万1千 ³ m	299万7千 ³ m	45万4千 ³ mの減

③土砂堆積の進行

上流域から流入する土砂が年々ダムに堆積し続けています。直近 10 年間では毎年1万³mずつ増加している状況となっています。

①総貯水量	②現在の堆砂量	有効貯水量（①－②）
299万7千 ³ m	37万3千 ³ m	262万4千 ³ m

H24.10.26 菅平ダム堆砂状況写真



④施設の老朽化

ダムの表面や端部のコンクリートに劣化が見られるほか、ゲート類は塗装の剥離や錆が発生しています。

ダム表面、端部のコンクリートの劣化



取水ゲート内部写真



ダム管理棟内機器



ダム管理棟内の電気関係機器類は、一般的な製品寿命（耐用年数）を超過しているものもあります。

補修が行われているが、設備のほとんどは耐用年数が経過している現状にあり、計画的な更新が必要であり対策が急務である。

三、ダム周辺設備は、管理棟のダム内斜面、及び堤体左岸下流部の地山露出部では、浸食が著しく対策が急務である。

四、ダムのなかの堆砂は、堆砂量が37万 m^3 と許容量（20万 m^3 ）をはるかに超えており、このまま放置した場合有効貯水量の減少と、堤体安定の低下を招く恐れがある。また、水利権更新時の障害となる。

これらの診断結果を受け、改良区では理事から成る事業対策委員会を設けて検討してきました。

一〜三の課題は対応方法も幅広くあり、各施設の健全度アップも容易と考えています。

四のダムのなかの堆砂の課題ですが、早急に許容量の差（17万 m^3 ）を搬出することが必要ですが、ストックヤードを数か所に確保しなければならない、また、その搬出の有効利用方法、今後堆砂土をダム内に流入させない為の施設等の対策が急務であり、膨大な事業費が見込まれる頭の痛い課題であり、利水者（農業者・水道者・発電者等）だけで、その費用負担をすることは、今日の農業情勢から大変難しいと考えています。

これらの課題は、水利権との絡みもあり平成28年度当初までに解決することが国土交通省から求められているため、国、県、市当局の指導を頂きながら最善な道を模索しております。

さて、最後に農業を取り巻く環境は内憂外患の状況下にありますが、【水】を利用する権利【水利権】は、祖先や先人達が大変なご苦労を重ねて得た権利であり歴史であります。そのことを子や孫達に伝え継承しなければなりません。

【菅平ダム】のお陰で疑問もなく秋の収穫が出来ます事も忘れてはなりません。【水】の有りがたさ【神川】の有りがたさ【菅平ダム】の有りがたさを再認識頂き、これからも事業運営にご理解・ご協力をお願いいたします。

改良区からのお願い

こんなときは必ず土地改良区へ届出をお願いします

賦課金の算定基礎は毎年4月1日現在の神川沿岸土地改良区の土地原簿の面積です。土地改良区の土地原簿の面積や組合員の情報は、公共機関(法務局・市・農業委員会)などに農地の転用や異動の手続きをしても、ご本人が直接土地改良区へ届出しなければ変更となりません。

従って届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので、十分にご注意下さい。

組合員資格の変更や農地を異動した場合『組合員資格得喪の通知書』の提出を!

1. 農地の全部又は一部を売買・貸借・交換・贈与したとき
 2. 組合員が亡くなられたとき、経営を移譲したとき
 3. 農業者年金(経営移譲年金)を受けようとするとき
 4. 住所を変更したとき
- このような場合は『組合員資格得喪の通知書』を土地改良区へ提出してください。
これにより土地改良区の土地原簿・組合員名簿が変更されます。

農地を転用する場合

『農地転用等の通知書』・『地区除外申請』の提出を!

1. 農地を転用するとき(田・畑を宅地・道路等にするとき)

2. 公共事業(道路改修・河川改修)で農地が買収されたとき

このような場合は転用組合員と転用関係者連名で『農地転用等の通知書』と『地区除外申請書』を土地改良区へ提出してください。

農地を転用する場合はその外に決済金が必要で、転用により受益面積が減ってしまうと、残った農家の土地改良施設を維持する負担が増えてしまいます。負担の公平を図るため土地改良法第42条の規定により、決済金を納めていただくこととなっております。

決済金 1㎡あたり30円
※左岸水路に係る地域は70円(改良区50円・左岸協議会20円)

※農地を売買・貸借する場合、土地改良法第42条の規定によりその農地の権利義務を引き継ぐこととなります。

このため、賦課金の未納や滞納がある場合はそのまま引き継がれますので、ご注意下さい。

※公共事業用地(道路・河川・公園・建物等)として売渡・寄付される場合も決済金の納付が義務づけられています。

※農振地域の田畑は「農業振興地域の整備に関する法律」により事前に除外申請の手続きが必要です。

組合員名簿兼土地原簿の確認について

平成27年度賦課金通知書に賦課金の基礎となる土地原簿の写しを同封してあります。土地原簿には地番・地目・地積等が記載されていますので、その内容に変更や間違いがないか確認をお願いします。記載内容に不明な点がある場合は、最寄りの総代さんを通じて事務局に申し出てください。

編集後記

神川流域の水田でも田植え作業がほぼ終了し、瑞々しい苗が成長を待っています。

さて、日本の稲作は、少ない面積の内での最大の収量をあげるための方法として、一貫した稲作技術の研究・普及が行われ、耐冷性があり品質・食味の良なお米が安定して生産できるようになりました。もちろん単位収量においても、世界一となっております。

一方で、稲作は凶作の歴史でもあります。「日本書紀」に「三年間五穀不登」の記述があり、江戸時代にも4度の大凶作の記録が残っています。

宮沢賢治の「雨ニモマケズ」にも「ヒデリノトキハナミダヲナガシ」とあるように早魃のときは、自分の涙を以って田畑をわずかも潤したいと思うほどの賢治も「サムサノナツハオロオロアルキ」と、冷害の時には不安な気持ちで田んぼを見回ることしかできなかったのではないのでしょうか。

そんな時代を振り返り、米余りと言う農政上の課題はあるにせよ、現在の稲作も基本食料の安定供給から環境保全まで多くの役割を担っていることの大切さを忘れてはならないと思います。